

児童手当

高校を卒業するまでの児童を養育している方に支給される手当です。公務員は勤務先から支給されますので、勤務先で手続きをしてください。

年 齢	支給額(月額)
0歳～3歳未満(第1子・第2子)	15,000円
3歳～高校生年代(第1子・第2子)	10,000円
第3子以降の児童	30,000円

※令和6年10月制度改正により所得制限の撤廃、支給(偶数月)年6回となりました。

申請があった翌月から手当を支給開始します

出生・転入の翌日から15日以内に手続きをすれば、出生・転入月の翌月から支給が始まります。

一部の受給者のうち、現況届の提出が必要な受給者については、6月上旬に郵送しますので提出をしてください。

住所や氏名、離婚・再婚などで
変更事項があった場合は、必ず
届け出てください。



児童手当

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない18歳に達した年度の3月末日までの児童、または20歳未満の一定以上の障がいのある児童を養育しているひとり親家庭などに支給されます。

詳しくはホームページを確認いただくか、問い合わせください。

全部支給	一部支給
対象児童 1人目 46,690円	11,010円～46,680円 (前年の所得に応じ10円きざみで算定)
2人目以降 1人あたり 11,030円	上記額に5,520円～11,020円加算

■**申込先** こども未来課または各支所
TEL 0898-36-1529
FAX 0898-34-1145

特別児童扶養手当

20歳未満の心身に障がいのある児童を養育している父や母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

※対象児童が障がいを理由とする年金を受けていないこと、児童福祉施設などに入所していないことなどが条件です。

対 象	支給額(月額)
重度の障がい児(1級)1人につき	56,800円
中度の障がい児(2級)1人につき	37,830円

■**申込先** こども未来課または各支所
TEL 0898-36-1529
FAX 0898-34-1145

特別児童
扶養手当



障害児福祉手当

20歳未満の心身に重度の障がいがある児童本人に支給されます。

※障がいのある児童が障がいを理由とする年金を受けていないこと、施設に入所していないことなどが条件です。

■**手当額** 月額 16,100円



障害児
福祉手当

特別障害者手当

心身に著しく重度の障がい複数あるため常時介護を必要とする20歳以上の障がい者本人に支給されます。

※施設に入所している方、医療機関に3か月を超えて入院されている方などは対象になりません。

■**手当額** 月額 29,590円
■**申込先** 障がい福祉課または各支所
TEL 0898-36-1527
FAX 0898-32-5267



特別障害者
手当

UIターン学生就職等応援助成金

愛媛県外在住の大学生などが、今治市内で行う就職活動やインターンに参加する際の交通費や宿泊費を助成します。詳しくはホームページを確認ください。

■**対 象** 愛媛県外在住の県外大学などに在籍し、就職活動に参加する方(その他条件あり)

■**助成金額** 1回あたり最大3万円
(交通費2万円、宿泊費1万円)
※2回まで申請可能

■**問合せ先** 産業振興課
TEL 0898-36-1540
FAX 0898-33-8066
Eメール sangyou@imabari-city.jp



ホームページ

燃料電池・蓄電池・ZEH・HEMS・ EV(電気自動車等)・急速充電設備の補助金制度

燃料電池・蓄電池・ZEH・HEMS

- 対 象 ●燃料電池、蓄電池、ZEH(県内に本店を置く
中小建築業者が施工したもの)、HEMS(燃
料電池と合わせて導入したもの)
●令和6年度中に自ら居住する市内の住宅に
設備を設置した方、または自ら居住するた
めに市内に設備付きの住宅を購入した方
●世帯全員が市税を滞納していない方
- 補助金額 ●燃料電池、蓄電池…設置費用の10分の1
(上限9万円)
●ZEH…30万円(定額)
●HEMS…設置費用の10分の1(上限1.5万円)
※HEMS単体では補助不可
※応募者多数の場合抽選

EV(電気自動車等)

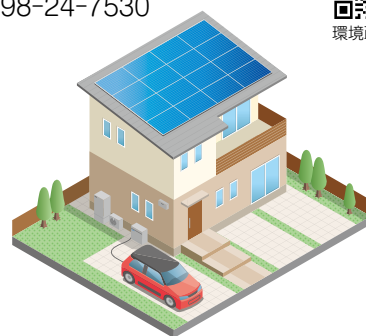
- 対 象 ●新たにEVを購入し、令和6年度中に初年度
登録された方
●使用の本拠地が市内の方
●補助金申請時に市内に居住している方
●世帯全員が市税を滞納していない方
- 補助金額 購入費用の10分の1(上限20万円)
※応募者多数の場合抽選

急速充電設備

- 対 象 ●令和7年度に愛媛県急速充電設備設置支援
事業補助金の交付を受けた法人または個人
●個人…愛媛県の補助金の交付を受けた日から
補助金の申請日までの間に、引き続き市
に住民登録のある方
●法人…市内に本社または営業所などを有する者
- 補助金額 愛媛県補助対象事業費から県補助金含む他の
補助金を除いた経費の2分の1(上限50万円)
※先着順
- 申込先 環境政策課
TEL 0898-36-1535
FAX 0898-24-7530



環境政策課



～いまばり暮らし応援券事業～ 全国共通おこめ券発送

物価高騰への支援策として、市内の取り扱い店舗で食
料品や生活用品の購入に利用できる「おこめ券」を、令和
7年2月28日時点で住民登録がある方に対し、世帯単位
で郵送します。

利用期限はありませんので、お手元に届くまでお待ちく
ださい。

■発送内容 おこめ券 1人あたり2,200円分
(440円券×5枚)

■配送時期 6月中旬から7月末にかけて順次配送

■利用店舗・利用可能品目

同封する取り扱い店舗一覧に掲載

※不明な点は各店舗で確認ください。

■利用方法 お支払いの際に「おこめ券を利用したい」と店
舗の方にお伝えください。

■保管期限 あて所不明、郵便局の保管期限満了などでお
届できなかった場合、12月26日(金)まで市民参
画課で保管します。

■問合せ 市民参画課

TEL 0898-36-1530

FAX 0898-32-5211(代)



ご注意ください



物価高騰対応重点支援給付金の申請期限が近づいています

現在実施中の「物価高騰対応重点支援
給付金(1世帯あたり3万円)、(こども加算
2万円)」の申請期限は、**6月30日(月)必着**で

す。(申請書類不備を訂正する時間を含む)

対象要件を満たした世帯の方で、申請がまだの方はお
急ぎください。詳しくはホームページを確認ください。

※申請期限について、令和6年12月14日以降に市外転出
し、転出先で生まれた新生児分のこども加算については
特例があります。

■対 象 令和6年12月13日時点、本市に住民登録があ
り、世帯全員が令和6年度住民税非課税となっ
た世帯(以下を除く)

※世帯全員が住民税課税者から扶養を受けて
いる世帯など

※住民税課税者の被扶養者となっている児童
(こども加算)など

■申請先 今治市物価高騰対応重点支援給付金窓口
(市役所第1別館 10階101会議室)

問合せ

今治市物価高騰対応重点支援給付金コールセンター
TEL 0898-36-1652(平日 8:30~17:15)



こども未来課(こども加算について)
TEL 0898-36-1529(平日 8:30~17:15)

